

被告に猶予判決

山形地裁・放火事件

県内初の裁判員裁判



県内初の裁判員裁判で、山形地裁（伊東 顕裁判長）は3日午後、現住建造物等放火の罪に問われた山形市志戸田、無職遠藤久 被告（78）に懲役3年、執行猶予4年の判決を言い渡した。

判決によると、遠藤被告は今年7月17日午後11時55分ごろ、自宅1階客間に灯油をまいて火を付け、木造2階建て約134平方メートルを全焼させた。

県内初の裁判員裁判は先月30日に山形地裁で始まった。初公判で遠藤被告は起訴内容を全面的に

県内初の裁判員裁判が開かれた法廷。裁判官（中央3人）の両脇の席に、裁判員が座った

山形市・山形地裁

認めており、判決は、実刑とするのか、執行猶予を付けるのが最大の焦点となっていた。

12月2日の論告で検察側は懲役5年を求刑し、被告の弁護側は最終弁論で懲役3年、執行猶予4年が妥当として結審。6人の裁判員は裁判官3人とともに2日午後11時から、3日午前10時から、有罪か無罪かの判断や、有罪とする場合の量刑（刑の重さ）を決める評議を行い、午後3時1分、判決を言い渡した。



発行所
山形新聞社
山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271
Copyright (c) 2009
Yamagata Shimbun

2009年
12月3日
〈木曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン

<http://yamagata-np.jp>

Mbi | eやましん

<http://yamagata-np.jp/k/>



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。